

新潟市区役所整備検討委員会設置要綱

(目的)

第 1 条 各区における区役所の位置，施設規模，老朽度等に伴う区役所整備の基本的な方向について検討を行うことを目的とする。

(委員会の名称)

第 2 条 この委員会は，新潟市区役所整備検討委員会（以下「委員会」という。）という。

(委員会で検討する区役所)

第 3 条 委員会は，別表に掲げる区役所について検討を行う。

(検討の範囲)

第 4 条 委員会は，利便性や安心・安全の視点から，区役所整備の優先度等について検討を行う。

(組織)

第 5 条 委員会の定数は，上限を 6 人とする。

2 委員は，次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 市民
- (3) その他市長が特に必要があると認める者

(会長及び副会長)

第 6 条 会長は 1 人を委員のうち第 5 条第 2 項第 1 号に定める知識経験を有する者から互選し，副会長は 1 人を会長が委員から指名するものとする。

2 会長は委員会を代表し，区役所整備についての検討事務を処理する。

3 副会長は会長に事故があるときは，会長を代行する。

4 会長及び副会長に欠員が生じたときは，第 5 条第 2 項の規定に基づき，速やかに補充するものとする。

(会議)

第 7 条 委員会の会議は，会長が招集する。

2 委員会の会議は，委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は，出席委員の過半数で決し，可否同数のときは，会長の決するところによるが，全員同意に努めることとする。

(庶務)

第 8 条 この委員会の運営に係る費用は，新潟市が負担するものとし，庶務を政策企画部企画調整課におく。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか，委員会の運営に関して必要な事項は，会長が別に定める。

附 則 この要綱は，平成 19 年 1 1 月 7 日から施行する。

別表（第3条関係）

区役所	所在地
北区役所	新潟市北区葛塚3197番地
東区役所	新潟市東区古川町4番-12号
中央区役所	新潟市中央区学校町通1番町602番地1
江南区役所	新潟市江南区泉町3丁目4番5号
秋葉区役所	新潟市秋葉区程島1009番地
南区役所	新潟市南区白根1235番地
西区役所	新潟市西区寺尾東3丁目14番41号
西蒲区役所	新潟市西蒲区巻甲2690番地1